

## 公益財団法人日本対がん協会コンプライアンス・利益相反管理規程

### 第1条（趣旨）

公益財団法人日本対がん協会（以下「当協会」という）は、がん予防をはじめ、がんに関する社会の理解を深めるとともに、がん患者・家族支援等、がんになっても負けない社会づくりを目的に掲げ、公平、公正、公益性を念頭に活動している。活動の多くは、企業・団体・個人からの寄付によって賄われている。より透明性のある活動を進め、社会の理解を得るため、法令の遵守（コンプライアンス）、及び、利益相反に関する諸事項の適切な管理に努めなければならない。そのため当規程を設ける。また規程実施のため「コンプライアンス・利益相反委員会」（以下「委員会」という）を置く。

### 第2条（定義）

当規程において「コンプライアンス」とは、次に掲げる事項を遵守または尊重し、協会活動を展開することをいう。

① 法令、規則、条例、通達およびこれに準じるもの

② 定款、就業規則、その他協会内規程・規定等

③ 社会通念や倫理規範等で、それに反すると社会から非難を受けるおそれのあるもの

2) 当規定において「利益相反」とは、がん征圧に関する協会ならびに協会役員・職員としての義務よりも、自己または第三者の利益を優先させる行為をいう。「組織としての利益相反」「個人（役員・職員）としての利益相反」があり、いずれの利益相反もないようにする。

### 第3条（委員会の目的）

委員会は、役員・職員の法令遵守に関する事項、利益相反に関する事項の報告を受けて適切に管理するとともに、必要に応じて職員への教育・啓発を行う。

### 第4条（委員会の構成・委員長）

委員会は当協会の理事長、会長、業務執行理事、外部委員で構成する。外部委員の任期は2年で、再任を妨げない。委員長は理事長が務める。

### 第5条（委員会の召集・定足数等）

委員会は理事長が招集する。

2) 委員会は、構成員の3分の2の出席がなければ開催できない。

3) 表決は全会一致を原則とする。ただし、委員は自己の利害に関する案件については表決権を有しないものとする。

### 第6条（事務管理）

コンプライアンス・利益相反の管理は、委員会の指導の下、当協会の管理担当部門が事務局の任にあたる。

#### 第7条（違反行為に関する調査と報告）

協会の管理担当部門は当規定の趣旨に沿って、コンプライアンス・利益相反に関する調査を適宜、委員会の外部委員と連携して公正かつ公平に行う。

2) 役員・職員は、コンプライアンス・利益相反に違反する行為もしくは違反のおそれのある行為を認めるときは、通常の業務遂行の一環として、その是正・防止に努めなければならない。その経緯および結果については管理担当部門に報告するものとする。その場合、管理担当部門は前項（1項）の規定に沿って調査する。

3) 役員・職員は、前項（2項）について、通常の業務遂行上の手段・方法によってはその是正・防止が不可能または困難である場合、公益通報制度を利用できる。同制度の詳細は、別に定める「日本対がん協会公益通報制度に関する規定」による。

4) 役員・職員は、別の細則で定める利益相反報告事項を、管理担当部門に報告しなければならない。職員は報告事項に変更が生じた場合はすみやかに届け出る。

5) 報告者が当協会の役員・職員の身分を失った時、管理担当部門は報告書をすみやかに破棄し、委員会に報告する。第8条（委員会の疑義・違反への対応）

管理担当部門が第7条1項・2項の調査に基づき、役員・職員にコンプライアンス・利益相反の疑義があると判断した場合、業務執行理事に報告し、業務執行理事は理事長に報告して、理事長は必要に応じて委員会の開催を求めなければならない。

2) 委員会は疑義を審査し、違反があったと判断した場合は原因を究明して改善を指導し、再発防止策を提言する。

3) 違反があったと判断された関係役員・職員が前項の指導・提言に異議がある場合は、委員長に再審査を求めることができる。

4) 前項（3項）の異議がない場合、委員会は重大なものについては指導・提言の内容を直ちに公表する。異議があった場合は再審査の上で、重大なものについては結果を公表する。

5) 理事長は委員会の指導・提言に基づき、関係者に対する厳格な処分をする。

#### 第9条（規定の改廃）

当規程の改廃は理事会が行う。

付則 この内規は2014年4月1日より施行する。

2) この規程は2019年9月1日、改訂施行する。

3) 委員会の会合に出席する外部委員の交通費・日当はこれを支給する。謝金の額は、日本対がん協会理事会、評議員会への出席謝金に準ずるものとする。

## 日本対がん協会・利益相反に関する細則

1. 利益相反は、「組織としての利益相反」と「個人（職員ら）としての利益相反」をいう。組織としての利益相反に関する考え方は、活動資金の透明性を図ることを基本とし、資金源である寄付については、寄付者のプライバシーを尊重しつつ名前・寄付額を公表することを原則とする。個人としての利益相反に関する考え方は、プライバシーに配慮しつつ、(2)に記載する報告事項について、委員会に届けることとする。（金額は1年あたりの報酬や収益など）
2. 利益相反報告事項（別紙に報告書式）
  - (1) 団体（営利・非営利を問わない）の役員・顧問等
  - (2) 寄付・協賛等、当協会の活動にかかわる企業の株式の所有（利益100万円以上もしくは当該企業の発行株式の5%以上の所有）
  - (3) 特許使用料（100万円以上）
  - (4) 1つの企業・団体からの講演料（50万円以上）、原稿料（50万円以上）
  - (5) 1つの企業・団体から提供を受けた研究費（200万円以上）
  - (6) 寄付講座への所属
  - (7) 対がん活動と無関係の贈答品などの提供（1つの企業・団体につき3万円以上）
3. 報告事項は委員会の同意を得て改訂することができる。この場合の発議は業務執行理事が行う。

以上

公益財団法人日本対がん協会・利益相反報告書

日本対がん協会コンプライアンス・利益相反委員会  
委員長殿

報告者\_\_\_\_\_

報告時の肩書\_\_\_\_\_

報告年月日\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年度分

項目		詳細	備考
団体の役員・顧問等	有・無	団体名 ( )	
企業の株式の所有 (利益 100 万円以上もしくは発行株式 の 5%以上の所有)	有・無	企業名 ( )	
特許使用料 (100 万円以上)	有・無	支払者 ( )	
1 企業・団体からの講演料 (50 万円以上)	有・無	金額 ( ) 企業・団体名 ( )	
1 企業・団体からの原稿料 (50 万円以上)	有・無	金額 ( ) 企業・団体名 ( )	
1 企業・団体からの研究費 (200 万円以上)	有・無	金額 ( ) 企業・団体名 ( )	
寄付講座への所属	有・無	寄付講座 ( ) 寄付者 ( )	

対がん活動と無関係の贈答品等 (1企業・団体につき3万円以上)	有・無	提供者 ( )	
------------------------------------	-----	---------	--